

事業主体は、A 社及び B 社と連携体を構成して、通信機器を用いて災害発生時に避難する地域住民等の動態情報を地方自治体が管理するための防災 IoT システムを開発するとして、令和 2 年 6 月に事業計画の採択を受け、2 年度の事業として通信機器を用いた実証実験等を内容とする事業を実施するとして、同年 9 月に交付決定を受けていた。上記の通信機器は、A 社が開発するものであり、アンテナとして設置するゲートウェイ装置(以下「親機」という。)及び地域住民が携帯してその位置情報等を発信するデバイス装置(以下「子機」という。)で構成されている。事業主体は、上記の実証実験を実施するために、当該通信機器を用いた防災 IoT システムの開発を行う B 社に対して、同年 12 月に親機 20 台及び子機 200 台を発注して、3 年 2 月にこれらの購入に係る経費計 6,600,000 円を支払っていた。そして、事業主体は、当該事業を事業費 39,535,555 円(補助対象事業費 36,027,675 円)で実施したとする実績報告書を同年 4 月に九州経済産業局に提出して、これにより国庫補助金 24,018,449 円の交付を受けていた。

しかし、同年 3 月に実証実験を当初の計画よりも規模を縮小して実施することになり実証実験の実施に必要な通信機器の台数が減少したことから、事業主体が事業期間(2 年 9 月から 3 年 3 月まで)中に納品を受けたのは実際には親機 15 台及び子機 95 台のみとなっていた。そして、残りの親機 5 台及び子機 105 台については、B 社に保管されたままとなっていて、事業期間中に事業主体に納品されていなかったのに、事業主体は、これらの購入に係る経費計 2,325,000 円を実績報告書の補助対象事業費に計上していた。

したがって、事業期間中に納品されていなかった親機 5 台及び子機 105 台の購入に係る経費 2,325,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 1,550,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費に計上できる経費についての理解が十分でなかったこと、九州経済産業局において当該経費についての事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 5,682,000 円

被災事業者自立支援事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、購入した設備が目的外に使用されるなどして事業の用途に一度も使用されておらず、補助の目的を達していなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 5,682,000 円)

部 局 等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(207) 経済産業本省	福 島 県	有限会社今野畜産 (福島県南相馬市) (事業主体)	被災事業者自立支援事業費補助金	元、2	8,794 (7,576)	5,682	7,576	5,682

この補助金は、被災事業者自立支援事業費補助金(事業再開・帰還促進基金)交付要綱(20160304 財地第 1 号)等に基づき、被災地域における働く場の創出等のまち機能の早期回復に向けて、原子力災害によって被災した中小・小規模事業者(以下「原子力被災事業者」という。)の事業・生業の再建等を支援することを目的として、福島県に対して交付するものであり、補助金の交付を受けた同県は、福島県原

原子力災害被災事業者事業再開等支援基金(以下「基金」という。)を造成している(基金造成額 156 億余円)。そして、同県は、原子力災害により甚大な被害を受けた 12 市町村において事業再開等計画に基づく事業再開や販路開拓等を行う原子力被災事業者等に対して、施設・設備の整備等に係る経費の一部を補助することにより、事業・生業の再建に向けた取組を促進することを目的として、基金を取り崩して「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」(以下「基金補助金」という。)を交付している(以下、基金補助金の交付を受けて原子力被災事業者が実施する事業を「基金補助事業」といい、基金補助事業を実施する原子力被災事業者を「基金補助事業者」という。))。

(注) 12市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付要綱(平成 28 年 4 月施行)等によれば、基金補助事業者は、基金補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、基金補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこととされている。また、基金補助事業により取得した財産等のうち、取得価格等が 50 万円以上の機械、器具、備品等は基金補助金の交付の目的に反して使用等してはならない財産(以下「処分制限財産」という。)とされており、基金補助事業者は、処分制限財産を知事が定めた処分制限期間内に基金補助金の交付の目的に反して使用し、又は貸付けなどをする場合には、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならないこととされている。

事業主体は、総菜や精肉商品小売の営業範囲を拡大し、地域経済の活性化を図ることなどを目的として、冷凍車及び当該冷凍車でけん引するキッチントレーラーを購入して移動販売事業を実施するとした事業再開等計画を作成し、令和元年 7 月に同県から基金補助金の交付決定を受けていた。そして、当該計画に基づき、移動販売事業を実施するための冷凍車 1 台及びキッチントレーラー 1 台を購入する基金補助事業を事業費 8,794,555 円(基金補助対象事業費 7,576,777 円)で実施したとする実績報告書を 2 年 5 月に同県に提出して同年 7 月に基金補助金 5,682,000 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、冷凍車(基金補助対象事業費 4,572,277 円)について、同年 1 月の納品直後から、知事の承認を受けることなく通常の仕入れなどに使用していて、移動販売事業の用途には一度も使用していなかった。また、冷凍車と同日に納品されたキッチントレーラー(同 3,004,500 円)については、処分制限期間内である 5 年 6 月から 6 年 1 月までの間に、知事の承認を受けることなく第三者に無償で貸し付けられて移動販売事業とは関係のない用途で使用されていた。そして、事業主体は、その間も含めて移動販売事業の用途に一度も使用しておらず、現に、キッチントレーラー内の冷蔵庫や調理器具は、同年 2 月の会計実地検査時点においても納品当時のまま梱包された状態となっていた。

このように、事業主体は、冷凍車及びキッチントレーラーを 2 年 1 月に納品されてから処分制限期間を経過した後の 6 年 2 月の会計実地検査時点までの間、自らが作成した事業再開等計画に基づく移動販売事業の用途に一度も使用しておらず、基金補助金の交付の目的に従った運用を行っていなかった。

したがって、事業主体が本件基金補助事業において購入した冷凍車及びキッチントレーラーは、補助の目的を達しておらず、これらの購入に係る基金補助対象事業費 7,576,777 円について取り崩された基金 5,682,000 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において基金補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、同県において事業主体への指導が十分でなかったことなどによると認められる。